

平成15年度の事業概況についてご説明します。

業績サマリー

15年度決算の概要(連結ベース)

平成15年度の当金庫決算(連結ベース)につきましては、グローバルな景気回復の中、適切なリスクマネジメントの下で収益確保に向けた取組みに努めた結果、経常利益1,875億円(前年度比+90%)、当年度純利益で1,446億円(前年度比+120%)という過去最高益を確保することができました。

主要勘定について

年度末の総資産は61兆8,330億円で前年度に比べて5,675億円増加しました。

調達面では、預金残高は年度間6,102億円増加し、40兆7,825億円となりました。一方、農林債券は5兆2,138億円となりました。

不良債権処理の状況

資産の健全性確保のため、厳格な自己査定に基づく償却・引当のほか、不良債権の売却、非正常先債権の回収等を実施した結果、リスク管理債権は前年度比286億円減少し、6,509億円となりました。同債権の貸出金総額に対する比率は3.6%となっています。

自己資本比率

平成16年3月末の自己資本比率は、連結ベースで12.94%(前年度比+3.07%)、単体ベースで12.87%(前年度比+2.95%)となりました。

主要な経営指標の推移(連結ベース)

(連結ベース、単位：億円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経常収益	17,142	16,905	16,178	14,612	11,367
経常利益	1,164	1,169	901	984	1,875
当年度純利益	817	1,175	706	654	1,446
純資産額	16,803	22,195	18,817	17,671	25,238
総資産額	514,747	601,768	575,799	612,654	618,330
預金残高	333,069	359,157	379,665	401,722	407,825
農林債券残高	69,697	65,351	59,064	57,907	52,138
貸出金残高	215,537	228,059	239,858	191,791	177,894
有価証券残高	148,175	226,431	232,246	286,234	335,091
自己資本比率(国際統一基準)	11.39%	11.06%	10.02%	9.87%	12.94%

不良債権の状況(連結ベース)

(連結ベース、単位：億円)

	平成14年度	平成15年度
破綻先債権	188	44
延滞債権	4,061	3,608
3ヵ月以上延滞債権	19	25
貸出条件緩和債権	2,526	2,831
リスク管理債権合計	6,795	6,509
貸倒引当金	3,619	3,684

トピックス

2003年	5月	▶ 栃木県信農連との統合〔一部事業譲渡〕
	5月	▶ 大阪支店移転
	9月	▶ 山形支店設置〔旧山形事務所を廃止し、支店を設置〕
	10月	▶ 第23回 J A 全国大会開催
	10月	▶ 秋田県・長崎県信農連との統合〔一部事業譲渡〕
	11月	▶ 山形県信農連との統合〔一部事業譲渡〕
	11月	▶ 名古屋支店移転
	12月	▶ 創立80周年
2004年	3月	▶ J Aバンク中期戦略〔平成16年度～18年度〕策定
	3月	▶ 中期経営計画〔平成16年度～18年度〕策定



系統組織の強固なメンバーシップによる 充実した自己資本

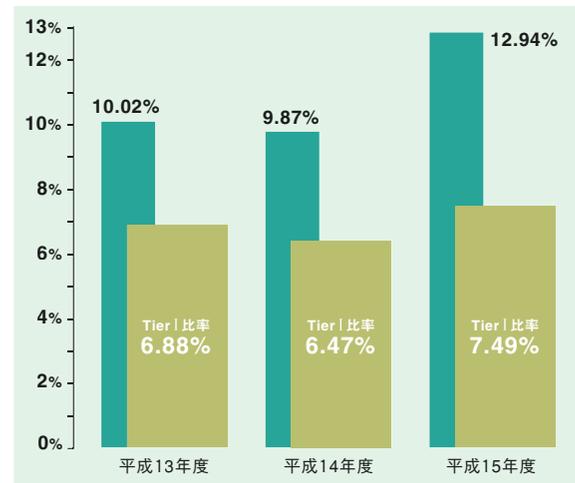
自己資本の状況

自己資本比率の状況

当金庫では、金融市場のグローバル化が進展する中で系統団体やお取引先の多様なニーズにおこたえしていくため、国際的にも競争力のある自己資本比率を確保する観点から、自己資本の充実を経営の重要課題として位置付け、取り組んでいます。

平成16年3月末における当金庫の自己資本比率は、連結ベース（連結対象社数13社）で12.94%、単体ベースで12.87%となり、前年度末との比較では、連結ベースで3.07ポイント、単体ベースで2.95ポイント上昇しました。

自己資本比率（連結ベース）



自己資本の質の充実

自己資本比率を算出する際の分子にあたる自己資本のうち、最も良質とされる「基本的項目」（「Tier I」）については、内部留保の着実な積み上げにより一層の充実を果たした他、「補完的項目」である「Tier II」についても、相対的に資本の質が高いとされる「Upper Tier II」に位置付けられる永久劣後ローン¹を、平成15年度に1,835億円、信連等から新規に調達しました。

一方、自己資本比率を算出する際の分母にあたるリスクアセットは、引き続き中長期的な収益の確保を意図して優良資産を積極的に取得したことから、ほぼ前年

度末実績並みの水準となり、金融機関の自己資本の質を測る尺度であるとされる「Tier I 比率（Tier I をリスクアセットで除した比率）」は連結ベースで7.49%を確保し、引き続きわが国主要金融機関の中ではトップクラスの水準を維持しています。

また、自己資本の「基本的項目」に占める繰延税金資産の割合は7.0%と、わが国主要金融機関の中では最も低い水準となっており、「Tier I」項目の質の高さにおいてもトップクラスの水準を維持しています。

強固な資本基盤

当金庫は米国の2大格付機関であるスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社から格付を取得しており、国内金融機関ではトップクラスの評価を得ていますが、系統組織のメンバーシップによる強固な資本基盤を有していることが、その主因の1つとなっています。

なお、金融機能の回復や信用供与の円滑化の目的から、これまで大手行等に対して公的資本注入が実施されてきましたが、当金庫は、自己資本の状況等を踏まえ、現在まで公的資本注入の申請は一度も行っていません。

不良債権の着実な処理と適切な与信管理

不良債権の状況 ①

資産の健全化維持の仕組み

当金庫は、(1) 内部格付 (2) 自己査定 (3) 償却・引当の3つのステップを経ることで、資産の健全性を常に維持しています。

1 内部格付

債務者の状況を定量面、定性面から総合的に評価することにより、内部で設定した格付を債務者毎に付与しています。内部格付は決算公表を受けて定期的に行う「定期見直し」と、信用力の変化の状況を勘案して行う「随時見直し」により、適宜適切に見直されています。

与信枠、スプレッドガイドライン、各種シーリング等は格付

に応じてあらかじめ設定されており、内部格付が日常的な与信管理の中核的なツールとなっています。

また、同一格付に区分されたグループから発生するデフォルト実績を継続的に把握し、統計的な処理によって、格付毎に平均的に発生することが見込まれる倒産確率を算出のうえ、信用リスクの計量化の基礎係数として使用しています。

2 自己査定

自己査定は毎年6月、12月の年2回実施しており、このほか3月、9月の時点で必要な修正を行っています。

自己査定実施時には、まず、内部格付に基づいた債務者区分を行い、与信先を正常先、要注意先、破綻懸

念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分しています。

次に、債務者区分に従い、各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、I 分類からIV 分類までの4つの資産に分類しています。

3 償却・引当

債務者区分に応じて、償却・引当基準を定めて貸倒引当金の計上および償却を実施しています。

平成15年度からは、一定の与信額以上の要管理先についてDCF法を適用し、与信先の信用実態をより反映した引当を実施しています。DCF法とは、債権

の元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることのできる債権について、当該キャッシュフローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価格との差額を貸倒引当金とする方法のことをいいます。

内部格付	自己査定		償却・引当方法	
	債務者区分	資産分類		
1-1 1-2 2 3 4 5 6 7	正常先	I 分類	過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上	一般貸倒引当金
8-1 8-2 8-3	要注意先 要管理先	II 分類	信用力に応じてグループ分けを行い、グループ毎に過去の毀損率を基に算出された予想損失率を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上 グループ分けは「要管理先」と「其他要注意先」に区分し、後者を更に財務内容や与信状況等を勘案して細分化 大口要管理先についてはDCF法による引当を実施	
9	破綻懸念先	III 分類	個々の債務者毎に分類されたIII分類額（担保・保証などによる回収が見込まれない部分）のうち必要額を算出し、個別貸倒引当金を計上	個別貸倒引当金
10-1	実質破綻先	IV 分類	個々の債務者毎に分類されたIV分類額（回収不能または無価値と判定される部分）は税法基準で無税償却適状となっていないまでも、原則財務会計上すべて直接償却し、III分類額は全額個別貸倒引当金を計上	
10-2	破綻先			

債務者区分

正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

資産の分類区分

I 分類	回収の可能性について問題のない資産
II 分類	回収について通常の割合を超える危険性のある資産
III 分類	回収について重大な懸念があり、損失発生の可能性が高いが、その損失額を合理的に推計することが困難な資産
IV 分類	回収不能または無価値と判定される資産

不良債権処理の実績

平成15年度の与信関係費用は513億円と前年度対比37億円減少しました。業況改善や返済等により破綻懸念先以下の残高が減少したこと等により個別貸倒引当金は減少しましたが、大口要管理先を対象としたDCF法の導入や予想損失率を厳しく見積もったことにより一般貸倒引当金は増加しました。この結果、貸倒引当金残高は3,653億円となりました。

不良債権残高の圧縮についても積極的に取り組んでいます。平成15年度においては、債務者区分を厳格に判定した結果、新たに破綻懸念先以下の債権が

1,718億円発生したものの、業績不振先に対する企業再生への支援を通じた業況の改善、あるいは債権売却等による最終処理を進めたことにより2,258億円の不良債権残高の圧縮を行っています。

平成15年度の与信関係費用

(単位：億円)

貸出金償却	60
個別貸倒引当金繰入額	25
一般貸倒引当金繰入額	365
特定海外債権引当動定繰入額	△17
その他	79
与信関係費用計	513

不良債権のオフバランス化の実績

平成12年度以前に破綻懸念先以下となった債権残高(A)

(単位：億円)

	13年3月末		14年3月末		15年3月末		16年3月末
破綻更生等債権	115		263		186		39
危険債権	3,241	増減	1,951	増減	1,107		645
合計	3,357	△1,142	2,214	△921	1,293	△609	684

平成13年度新規発生額(B)

		14年3月末		15年3月末		16年3月末
破綻更生等債権		30		15		7
危険債権		1,447	増減	421		265
合計		1,478	△1,040	437	△163	273

平成14年度新規発生額(C)

		15年3月末		16年3月末
破綻更生等債権		18		17
危険債権		2,466		981
合計		2,484	△1,485	999

平成15年度新規発生額(D)

		16年3月末
破綻更生等債権		3
危険債権		1,714
合計		1,718

オフバランス化の実績

	13年度	14年度	15年度
清算型処理	△13	△94	△221
再建型処理	△6	△484	△182
再建型処理に伴う業況改善	△19	△297	△31
債権流動化	△42	△375	△310
直接償却	△256	157	282
その他	△804	△866	△1,795
回収・返済	△659	△710	△766
業況改善	△144	△155	△1,029
合計	△1,142	△1,961	△2,258

破綻懸念先以下(金融再生法基準)の債権残高合計((A)+(B)+(C)+(D))

	13年3月末	14年3月末	15年3月末	16年3月末
破綻更生等債権	115	294	220	68
危険債権	3,241	3,398	3,995	3,606
合計	3,357	3,692	4,215	3,675

注1「清算型処理」とは、清算型倒産手続(破産、特別清算)による債権切捨て、債権償却をいいます。

注2「再建型処理」とは、再建型倒産手続(会社更生、民事再生、会社整理)による債権切捨て、特別調停等民事調停による債権放棄および私的整理による債権放棄をいいます。

注3会計処理上一度償却したのも、その後法的・私的整理による債権切捨てや債権放棄等が実施された場合には、「直接償却」を減額のうち、「清算型処理」「再建型処理」等に当該金額を計上しています。

不良債権の着実な処理と適切な与信管理

不良債権の状況②

開示債権の状況

1 リスク管理債権

元利払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金や貸出条件緩和債権(債務者の経営再建や支援を図る目的で金利減免等債務者に有利な取り決めを行った貸出金等)を延滞債権や破綻先債権に加えて開示したものです。

平成16年3月末のリスク管理債権総額は6,330億

円で貸出金総額に占める割合は3.55%でした。前年対比では破綻先債権が141億円減少、延滞債権が411億円減少、貸出条件緩和債権が329億円増加し、全体で224億円の減少となりました。

なお、リスク管理債権の海外比率はおよそ2%で、地域別の内訳はアジア41億円、欧州57億円、米国28億円です。

2 金融再生法開示債権(参考)

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、基本的には3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権を要管理債権とし、契約に従った債権の元利金の受け取りができない可能性の高い債権を危険債権、法的に破綻している債務者に対する債権等を破産更生債権およびこれらに準ずる債権として開示したものです。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権は68億円、

危険債権は3,606億円、要管理債権は2,752億円であり、合計で6,428億円となりました。これは前年対比234億円の減少です。

なお、金融再生法開示債権に対するいわゆる保全率(担保保証等に個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を加えた保全額を開示債権合計額で除したもの)は81.2%です。

今後の取組み

当金庫における不良債権処理の取組みについては、内部格付、自己査定、償却・引当という恒常的な与信管理プロセスの中でタイムリーかつ厳格な対応を進めつつ、企業自身の自助努力や金融機関によるサポートにもかかわらず再生が難しいと判断される場合には整理回収機構や市場への売却等により最終処理を行っています。

平成14年10月に発表された「金融再生プログラム」においては、資産査定等の厳格化等を通じて平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下さ

せ金融システムの安定化を図ることとしています。当金庫の同比率は既に相応の低位にありますが、今後ともこうした水準を維持・改善するべく不良債権処理を着実に進めることとしています。

今後も適切な与信管理と着実なオフバランス化対応を進めるとともに、信用リスクマネジメントの高度化によりリスクに応じたリターンを確保する取組みを一層強化し、資産の健全性と収益性を維持・確保していきます。

当金庫の債務者区分と貸倒引当金の状況 (平成16年3月31日現在)

自己査定					貸倒引当金	金融再生法に基づく 開示債権	リスク管理債権 ^(注2)
債務者区分	分類						
	I分類	II分類	III分類	IV分類			
破綻先 実質破綻先	担保・保証により 回収可能な部分		全額引当	全額償却 または 引当	個別貸倒 引当金 1,999	破綻更生等債権 68	破綻先債権 42
破綻懸念先	担保・保証により 回収可能な部分		引当率 71.6%			危険債権 3,606	延滞債権 3,553 ^(注3)
要注意先	要管理債権	非保全部分に対する 引当率 59.6%			一般貸倒 引当金 1,648 ^(注1)	要管理債権 2,752	3か月以上延滞債権 1
	(要管理先債権) その他要注意先	要管理債権以外 の要注意先債権					貸出条件緩和債権 2,734
正常先	正常先 債権					正常債権 174,244	

注1 一般貸倒引当金の予想損失率は、正常先については0.44%、要管理先を除く要注意先については6.44%、要管理先については14.28%となっております。

注2 金融再生法に基づく開示債権の合計額とリスク管理債権の合計額との差額は、貸出金以外の債権額です。

注3 リスク管理債権における「延滞債権」には、森林組合等の転貸資金のうち転貸先の信用力を勘案し、自己査定上の債務者区分が「要注意先」となる債権(17億円)が含まれます。

リスク管理債権の業種別構成

(単位:億円)

		リスク管理債権	構成比
国内		6,203	100.0%
	製造業	1,637	26.4%
	第一次産業	520	8.4%
	建設業	298	4.8%
	卸売・小売・飲食店	2,081	33.5%
	金融・保険業	489	7.9%
	不動産業	465	7.5%
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.0%
	運輸・通信	155	2.5%
	サービス業	552	8.9%
	地方公共団体	-	0.0%
	その他	-	0.0%
海外		127	100.0%
	政府等	-	0.0%
	金融機関	-	0.0%
	その他	127	100.0%

適正な業務運営のための経営体制

経営体制(コーポレートガバナンス)

当金庫は 農林水産業者の協同組織の全国金融機関であると同時に 国内外での巨額な資金運用を通じて金融・資本市場に大きな影響を及ぼす機関投資家としての側面をあわせ有しています。これを受けて 当金庫の意思決定は 会員総会に代わって会員の代表者

で構成される「総代会」の決定事項を遵守しつつ 農林中央金庫法に定められた「経営管理委員会」と「理事会」が協同組織の内外の諸情勢を踏まえ 分担・連携する体制としています。

経営管理委員会

総代会に付議または報告する事項等のほか 協同組織にかかる重要事項の決定等を行うとともに 理事を会議に出席させ説明を求めたり 総代会に対して理事の解任を請求できるなど 理事の業務執行に対し、一定の監督権限を有しています。委員は 現在17名であり 会員である協同組合等の役員 農林水産業者または金融に関して高い識見を有する者のなかから 会員の代表等による役員推薦委員会の推薦を受け 総代会におい

て選任されます。

なお 経営管理委員会の下には 協同組織代表の委員と当金庫の理事である委員から構成される「JAバンク中央本部委員会」および「JFマリンバンク中央本部委員会」が設置されています。これらは 農漁協系統協同組織が行う信用事業の基本方針の審議のほか 中央本部名で行う会員に対する指導業務の対応協議等を行っています。

理事会

経営管理委員会の決定事項を除く業務執行の決定や 理事の職務の執行にかかる相互監督を行っています。理事は 経営管理委員会で選任され 総代会での承認を経たうえで就任することとされ 現在14名の

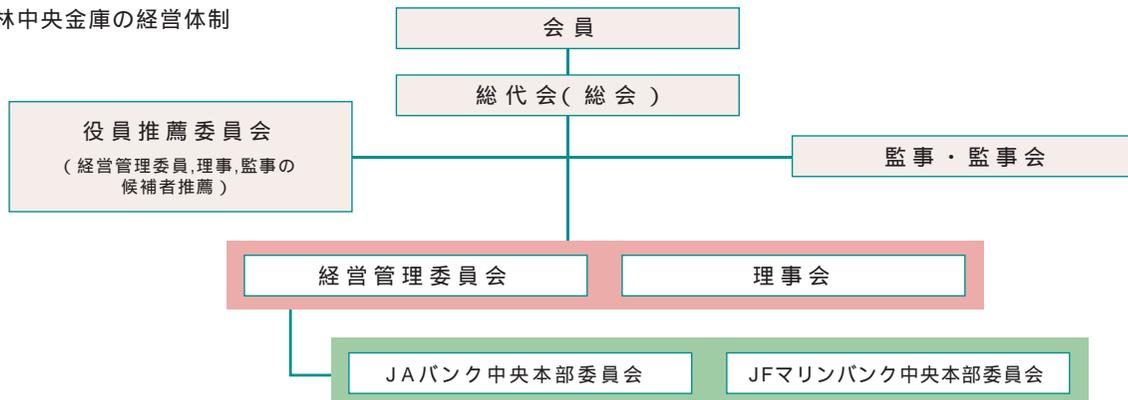
常勤理事が就任しています。このうち 代表理事2名は 経営管理委員としても選任されており 経営管理委員会と理事会の意思決定がそれぞれ相互に密接な連携を保つように配慮しています。

監事・監事会

監事は 総代会において選任され 経営管理委員会および理事会の決定 理事の業務執行全般を監査しています。監事は 現在 4名(常勤監事2名 非常勤監

事2名)です。また 監事によって構成された監事会が設けられています。

農林中央金庫の経営体制



文中に記載した役員数は、平成16年7月1日現在のものです。

内部監査を通じた業務運営の改善への取組み

内部監査体制

当金庫では 内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「業務監査部」を設置しています。業務監査部による内部監査は 当金庫の経営活動全般にわたる管理および業務の遂行状況を 内部統制の適切性と有効性の観点から検証・評価し 監査結果の報告、改善事項の勧告を通じて 業務運営の適正性を維持し、その改善に資することを その使命としています。

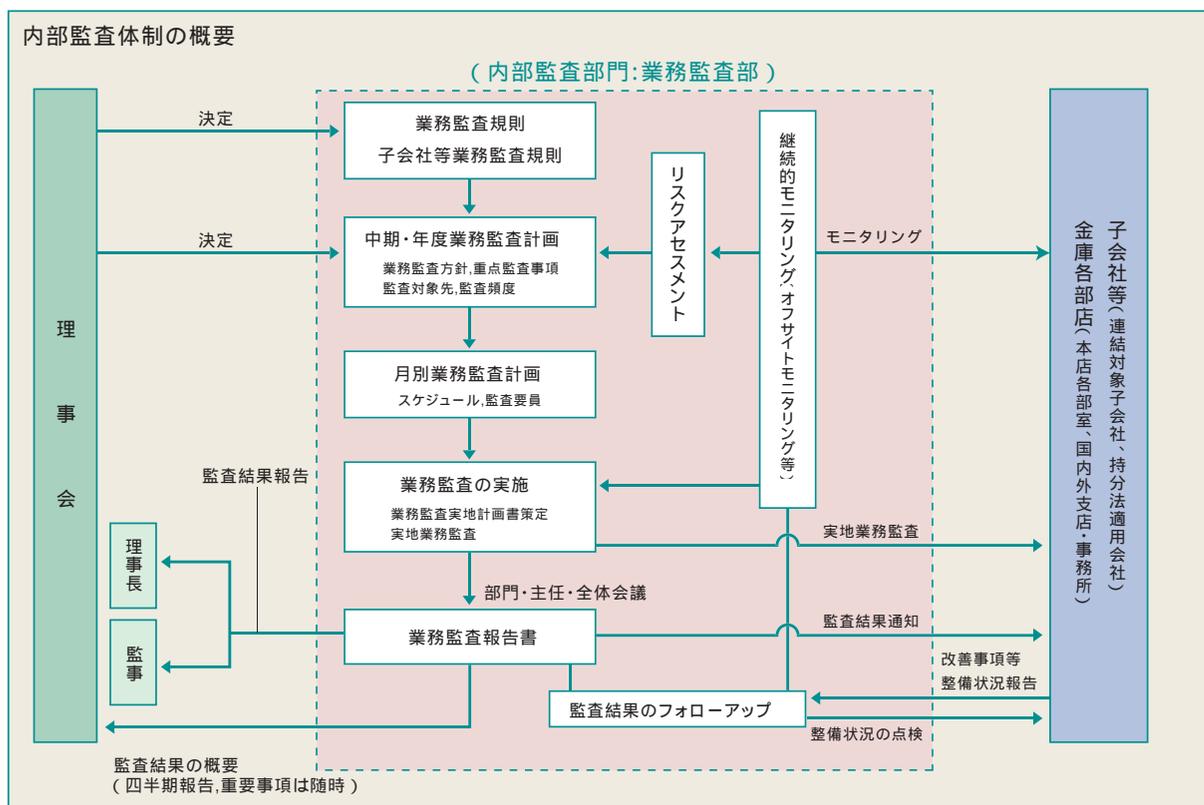
内部監査は 当金庫の全部店のすべての業務 法令等に抵触しない範囲の連結対象子会社および持分法適用会社の業務全般を対象とし 理事会で決定された3か年の中期業務監査計画および各年度業務監査計画に基づき実施しています。

業務監査計画の策定にあたっては、すべての監査対象部署についてリスクアセスメントを行ったうえで 被監査部署のリスクの種類・程度に応じた監査の頻度・深度および重点監査事項(法令等の遵守状況やリスク管理等に関する業務運営上の適切性・有効性の検証等)等を決定し 効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。

監査結果は 理事長および監事に報告したのち 業務監査部が被監査部署へ通知し、その後定期的に被監査部署における指摘された問題点の改善取組状況についてフォローアップを実施しています。また 監査結果の概要について四半期毎に理事会に報告するほか、特に重要な事項は速やかに理事会 理事長および監事に報告することとしています。

これまで 内部監査の実効性確保・向上を図るため、業務の専門性の高い市場部門 システム部門等の監査担当に実務経験者を配置するほか 被監査部署自らがチェックを行うセルフアセスメントの導入等の監査手法の高度化や日常のオフサイトモニタリングの体制整備等を進めてきました。今後とも 当金庫を取り巻く経営環境の変化に応じたより効率的かつ実効性の高い内部監査を実施していくため 監査のさらなる質的向上に努めていきます。

また 業務監査部内に設置した資産監査室は 内部格付 自己査定 償却・引当の正確性・適切性についての検証を通じて 資産の健全性確保に努めています。



社会に信頼される金融機関であり続けるために

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスの基本方針

社会経済情勢の変化や構造改革に伴い 企業経営のあり方そのものが社会から強く問われるようになっていきます。また 最近の企業等の不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みますと コンプライアンス態勢の整備・強化がますます重要な経営課題となっています。特にお客さまをはじめとした社会全般からの信用・信頼を生命とする金融機関にとっては コンプライアンスへの積極的な取り組みがその存立基盤を確保するといっても過言

経営に直結したコンプライアンス運営態勢

当金庫のコンプライアンス態勢は コンプライアンス委員会 コンプライアンス統括部署(法務部コンプライアンス統括室)および各部店に配置されたコンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を中心に運営しています。

コンプライアンス委員会(委員長:副理事長)は当金庫のコンプライアンスに関する基本的事項を審議するため理事会のもとに設置された委員会で 同委員会で審議した事項は理事会に付議・決定しています。

具体的なコンプライアンス実践

法務部コンプライアンス統括室は 当金庫におけるコンプライアンス統括部署としてコンプライアンス委員会の事務局をつとめるほか 各部店のコンプライアンス責任者・担当者との連絡や当金庫内の教育・啓発などに取り組んでいます。

コンプライアンス・プログラムについて

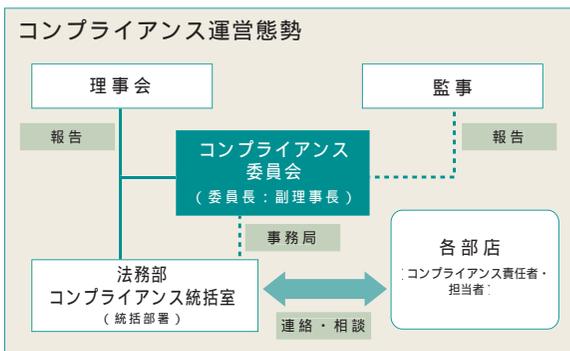
コンプライアンス態勢の整備やコンプライアンス推進・啓発活動など コンプライアンスの実践計画を「コンプライアンス・プログラム」として年度ごとに策定し コンプライアンスが一層定着するように計画的に取り組んで

コンプライアンス・マインドの醸成

「倫理憲章」「金庫役職員の行動規範」に加え「金庫役職員が遵守すべき法令等の解説」「金庫のコンプライアンス態勢の概要」を「コンプライアンス・マニュアル」として取りまとめたうえ全役職員に配布し その周知徹底とコンプライアンス・マインドの醸成に努めています。

ではありません。

当金庫はわが国金融システムの中核を担う一員として、また系統信用事業の全国金融機関として、その基本的使命と社会的責任を果たし、社会から一層の信頼を確保していくために、徹底した自己責任原則のもとで法令などを遵守し、ディスクロージャー(情報公開)とアカウントビリティ(説明責任)を重視した透明性の高い業務運営を行っていくよう、不断の努力を積み重ねています。



また コンプライアンスに関して 職員がいつでも相談できるように法務部コンプライアンス統括室および外部の法律事務所のコンプライアンス・ホットラインを通じ 情報提供できる制度を設け 通報者が不利益を被ることのないように十分な配慮を行っています。

います。さらに各部店においても 部店版コンプライアンス・プログラムを策定し コンプライアンスの継続した実践に向けて具体的に取り組んでいます。

グループ会社との連携

また グループ会社のコンプライアンス責任者との定期会議での課題認識 コンプライアンス・プログラムの説明等を通じて 金庫グループ全体のコンプライアンス態勢運営に取り組んでいます。

苦情相談処理体制【お客さまの苦情への対応力強化の取組み】

当金庫は、お客さまからの苦情等を真摯に捉え、迅速かつ組織的に対応するとともに、前向きに当金庫業務へ

反映させることにより、お客さまへの対応力の向上に取り組んでいます。

公正・中立な苦情解決支援機関の指定

金融トラブル連絡協議会（金融庁に設置）が制定した苦情・紛争解決支援のモデルを踏まえて、当金庫は第三者の苦情解決支援機関として「全国JAバンク相談所」を指定しています。当金庫に対する苦情について公正・中立な苦情解決支援機関による解決を希望するお客さまは、平成15年4月1日から同相談所を利用することが可能となりました。

苦情受付窓口の周知徹底

当金庫の苦情受付窓口（部・支店窓口、本店窓口、全国JAバンク相談所）について、店頭でポスターおよびチラシを活用しお客さまへの周知徹底に取り組んでいます。



人権問題への取組み

当金庫は人権問題に関して役職員に対する教育・啓発を積極的に行っています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育・啓発に関する基本計画」に沿い、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」等を踏まえつつ倫理憲章等に盛り込まれた人権尊重の理念を実践するために取り組んでいるものです。当金庫の人権教育・啓発の取組みは人権教育推進協議会 人事部人権班および各支店・事務所に配置された人権担当者を中心に運営しています。人権教育推進協議会（議長：人事部担当理事）は当金庫における人権尊重の理念の定着にかかる諸施策について協議を行っており重要事項は理事会で付議決定されます。

人事部人権班は平成11年7月に人権問題全般の担当部署として設置され人権教育推進協議会の事務局をつとめるほか支店・事務所の人権担当者と協力し当金庫内の人権問題に関する企画教育啓発セクシュアル・ハラスメント相談対応などに取り組んでいます。

本支店の人権研修会などを通じて人権問題への正しい理解を促進しその解決に関する認識を深めたりセクシュアル・ハラスメント防止のため役職員等携帯用「セクハラ相談カード」を作成・配付するなど今後ともさまざまな活動を地道に継続していきます。またJAグループの一員としてJA全中と連携しグループ会社を含めた金庫グループの人権意識の一層の向上に取り組んでいきます。

倫理憲章

金庫の基本的使命と社会的責任

1 金庫の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識し健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで社会に対する一層の揺るぎない信頼の確立を図る。

質の高い金融サービス提供

2 創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供により系統信用事業の全国機関としての金庫の役割を十分に発揮していくとともに金融システムの一員として経済社会の発展に貢献する。

法令等の厳格な遵守

3 関連する法令等を厳格に遵守し社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

反社会的勢力の排除

4 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持する。

透明性の高い組織風土の構築

5 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして系統内外とのコミュニケーションの充実を図り良好な関係維持に努めつつ人間尊重の考え方に基づく透明性の高い組織風土を構築する。

農林中央金庫のリスクマネジメント

リスク管理 ①

リスク管理への取組み

昨今の経済・金融情勢の変化は、金融機関経営にも大きな影響を及ぼしています。こうしたなか、一段と多様化・複雑化した業務を抱える金融機関には、その社会的役割を発揮しつつ、経営の健全性を維持・向上させるため適切なリスク管理態勢を構築することが求められています。

当金庫ではこうした認識のもと、より高度なリスク管理能力を確立することを目的として「リスクマネジメント基本方針」を制定し、認識すべきリスクの種類や管理の組織体制と仕組みなど、当金庫におけるリスク管理の基本的な体系を定めています。また、当金庫として管理を行うべきリスクを「収益確保のため主体的にとるリスク（信用リスク、市場リスク等）」と「業務の遂行に

伴って受動的に発生するリスク（決済リスク、法務リスク等）」に大別・分類し、リスク特性を踏まえた管理要綱を個別に定めて管理を行うとともに、これらを統合的にマネジメントすることを志向しています。

こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、当金庫全体がその重要性を十分に認識したうえで、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署等を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備しています。

なお、昨今の状況下、急激な環境変化等により、リスク認識範囲の変更や役割分担の見直しが必要になる場合が想定されることから、「リスクマネジメント基本方針」については、不断の見直しを行うこととしています。

統合的リスク管理について

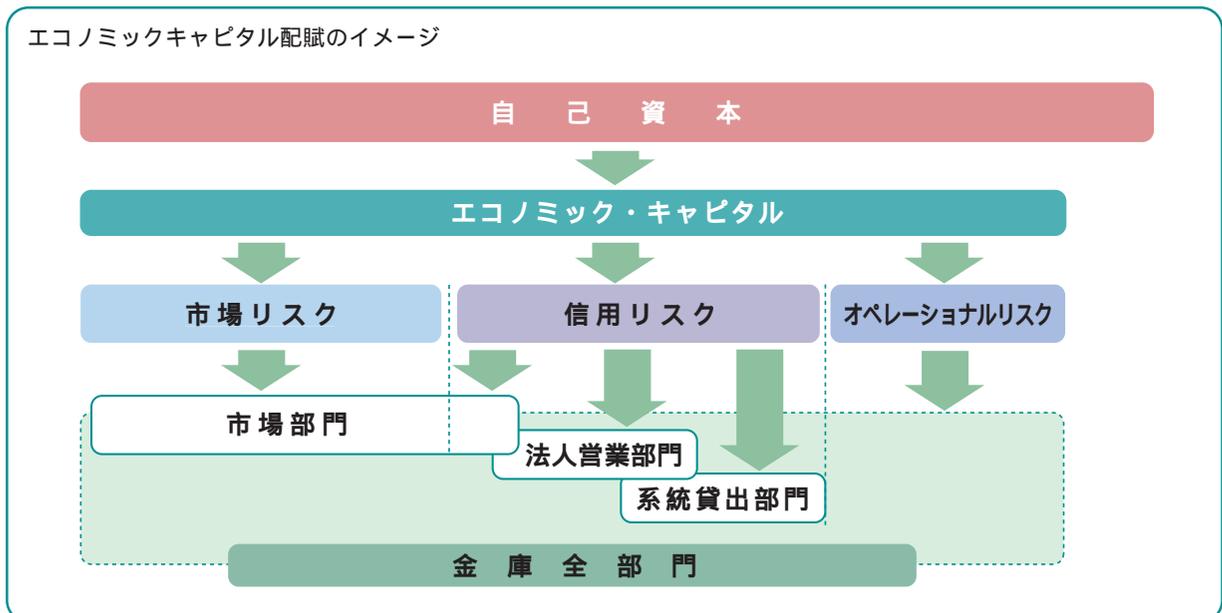
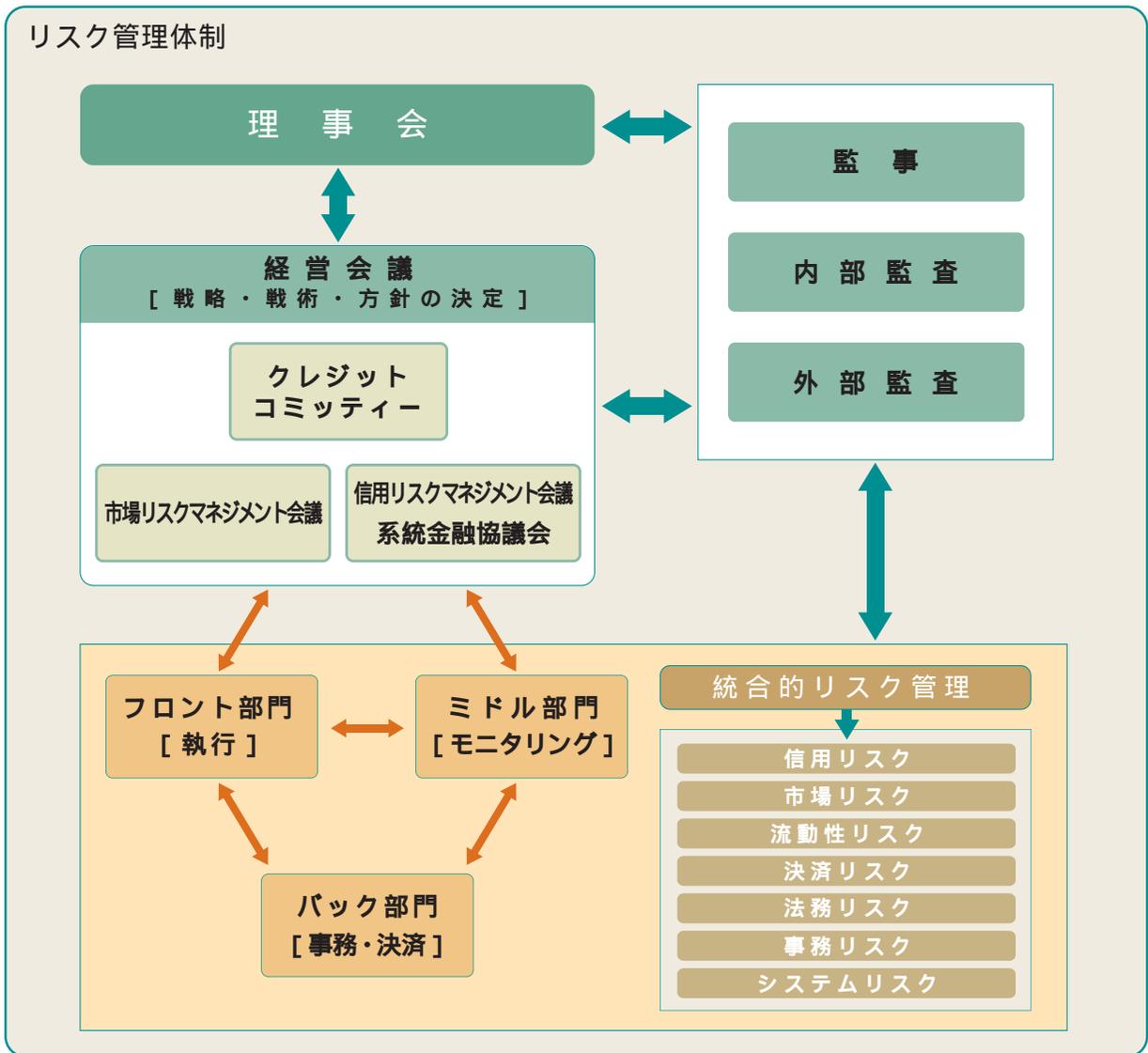
国際分散投資という基本コンセプトのもと、多様な資産を組み合わせ、ポートフォリオを構築する当金庫にとって、異なるリスクを統合的に管理し、経営体力に応じたリスクテイクと適切なマネジメントを行うことが、経営の健全性を確保するうえでの最重要課題の一つとなっています。

このような認識のもとで、当金庫においては、種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にエコノミックキャピタルを配賦し、これを上限とした運用を行うエコノミックキャピタルマネジメントを導入しています。

エコノミックキャピタルマネジメントにおいては、大別

して市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナルリスクを対象とし、国際分散投資のコンセプトを最大限に活かすべく、市場部門については一体的な配賦・管理を行う等、当金庫のビジネスモデルに適合した配賦区分を採用しています。また、エコノミックキャピタルの配賦額は、運用方針等に基づき半期毎に理事会で決定し、ミドルセクションにおいて期中のリスク量の推移を計測・管理しています。

こうした取組みを通じ、経営全体での統合的なリスク管理を進め、今後もより一層の高度化に取り組んでいきます。



農林中央金庫のリスクマネジメント

リスク管理 ②

信用リスク管理

当金庫は 信用リスク取引を経営戦略上重要な収益源と位置づけ 貸出等すべての信用リスク資産について 個別審査に加えて信用リスクポートフォリオの観点から統合的マネジメントを行い 信用リスクに見合った適正な収益の確保を図っています。また 当金庫は

農林水産業の協同組織を基盤とする金融機関として、いわゆる系統貸出を通じ 民間金融機関として十分な信用リスク管理を実施しつつ農林水産業の振興を図っています。

信用リスク管理体制

当金庫の信用リスクマネジメント体制は 経営層で構成される3つの会議体を中心に成り立っています。「信用リスクマネジメント会議」では 系統貸出以外の信用リスク取引に関する基本方針・戦略を審議するとともに、個別の重要案件または大口案件について対応方針を決定します。また「系統金融協議会」では 系統貸出を通じ効果的かつ効率的に金庫の使命を果たしていく観点から系統貸出に関する具体的方針等を審議します。「クレジットコミッティー」は 主として信用リスク管理の制度・仕組みを審議する場であり「信用リスクマネジメント会議」「系統金融協議会」および後述する

「市場リスクマネジメント会議」で討議される具体的方針等はこうした基本的枠組みに従う必要があります。基本的枠組みには国別・個社別の与信シーリング制度、内部格付制度 自己査定制度などが含まれ 同コミッティーにおいてはそれらを踏まえた信用リスクの統合的管理にかかる方針を審議します。また リスク管理強化の観点から 信用劣化の見られる個別の与信案件や信用リスクにかかる緊急事態発生時における対応策なども審議します。

信用リスクポートフォリオの状況等のモニタリングは、フロント部門から独立したミドル部門である、総合リスク評価部により行われています。

審査体制

与信審査については 審査能力の強化を進めてきており 系統貸出、一般事業法人・公共貸出および非居住者貸出について それぞれの特性を勘案した専門性の高い審査を行っています。一般事業法人・公共法人等に対する与信審査については 営業企画セクションから独立した審査セクションにより 当金庫がこれまで培ってきた業界融資のノウハウを活かした業種別制を採用しています。すなわち 各業種の担当審査役が、各取引先 各事業を個別に評価するのみならず 産業調査機能を活かした同業他社比較等を通じて より的確な判断を下すシステムです。また 非居住者貸出については 各国の政治経済情勢の分析を行うなど 国内貸出と異なるリスクを考慮したカントリーシーリング制度が機能しており 地域ごとの担当審査役による案件審査とあわせて適切なリスク管理が行われています。

さらに 近年市場が急速に拡大している企業の売掛

債権や不動産等を裏付けとするいわゆる証券化・資産流動化商品については 個別企業の信用リスク審査とは別に 投資商品のストラクチャー審査を専門に行う審査セクションが 的確なリスク把握に努めるとともに 継続的に投資商品のモニタリング・レビューを行っています。

以上のような審査体制のもと 厳格な審査基準 独自の財務・キャッシュフロー分析の手法 事後のモニタリングなどによって 高度な信用リスク管理を行っています。

また こうした審査手法を強化する一方 適正なポートフォリオの構築に向けて ポートフォリオ全体の視点から取り組むマネジメント手法を導入しており 内部格付に応じた与信限度額を設定し 企業ごとのシーリング管理を通じリスク量のコントロールを行うとともに 内部格付・保全状況に応じて金利設定を行いリスクに見合ったリターンを確保する取組みを進めています。

信用リスクの計量化

また 後述する市場リスクと同様 信用リスクについても統計的な手法を用いてリスク量を計測する取組みを

進めており リスク・リターンに基づくマネジメント手法を導入するなど リスク管理の一層の高度化に努めています。

信用リスクの計測手法

信用リスクとは 取引先の経営状態が悪化することによる社債の市場価値の減価 貸出金の返済・利払いの延滞に加えて 最悪の場合には 取引先が倒産するような事態になった場合に発生する信用供与額の経済的損失を意味します。

貸出業務や社債投資等の信用リスクについてはどのような信用力の取引先に与信残高が分布しているかを把握し過度な個社・業種集中や商品集中を抑制するようにバランスのとれたポートフォリオ・マネジメントを行うとともに 信用コストに見合った収益を確保することが重要です。当金庫では商品カテゴリー別 格付別の与信残高分布状況とその推移をモニタリングするとともに 格付に応じた与信限度額を設定して適正な資産ポートフォリオの構築に努めています。

また 内部管理手法として信用リスクについても市場リスクと同様に統計的手法を採り入れたポートフォリオリスクの計量化に取り組んできており J P Morgan Chaseの「CreditMetrics™」をベースにしたリスク評価モデルを導入しています。当金庫では今後の新BIS規制でもキーファクターとなる格付遷移 格付別デフォルト率 デフォルト時回収率等の信用リスクに関連する重要な統計データの蓄積に鋭意取り組んでいます。モデル上で網羅したほぼ全ての信用リスク商品にこれらの統計データを適用して 顧客や商品の格付変動やデフォルトに伴って発生する可能性のある損失額を乱数シミュレーション法により数万パターンにものぼるシナリオとして計算します。この多数の損失シナリオを発生頻度別にプロットすることにより「期待損失」と「最大予想損失」という2つのリスク量の算出を行っています。「期待損失」とは 現状のポートフォリオにおいて今後1年間に発生が見込まれる損失額の平均値であり 理論的には顧客や商品の信用コストに応じたプライシングにより期間収益の範囲でカバーすることが望めます。一方「最大予想損失」は モデルで計測された多数の損失シナリオのうち 最悪時には発生する可能性のある高い信頼区間での信用損失額と定義します。

この最大予想損失額のうち 期待損失額を上回る損失額についてはこれを毎期の期間収益の範囲でカバーすることが困難であるため 経営体力の源泉である自己資本額の範囲でカバーすべきリスクであると捉え「信用リスクキャピタル」と定義します。

当金庫では 信用リスクポートフォリオを商品や顧客の特性に応じて4つのビジネスユニットに区分し これらのリスクキャピタルのモニタリングを通じて 自己資本の範囲で適切かつ健全なリスクテイクがなされていることを確認する態勢の水準向上に取り組んでいます。

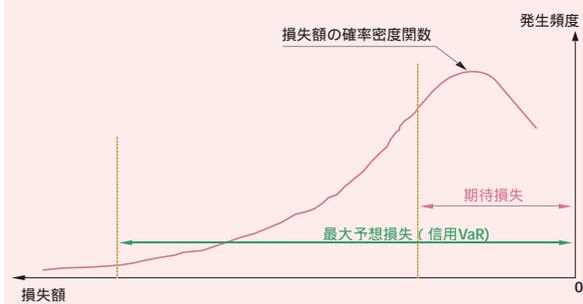
信用リスク量の計測態勢については 外部コンサルタントによる定量的 定性的な評価を受け 相応の有効性を確保したものであるとの評価を得ています。

また あわせて 高度なシステム技術を活用したデータベースをはじめとする 信用リスク管理システムインフラの構築にも取り組んでおり 信用リスクマネジメントの一層の高度化を図っています。

オフバランス取引については 取引の相手方が倒産等により債務不履行に陥った場合に当該取引を再構築する場合のコストであるカレント・エクスポージャーと、将来におけるカレント・エクスポージャー額の増加リスクに相当するみなし加算金額であるポテンシャル・エクスポージャーについて日次で計測し オンバランスおよびオフバランスの与信リスクを一体管理しています。

信用リスク管理モデルの基本的な構成図

計量化モデルによって当該ポートフォリオの損失額の確率密度関数が算出され、分布形状がプロットされ、これをもとに平均損失 信用VaR(バリュー・アット・リスク)等のリスク指標が算出される。



農林中央金庫のリスクマネジメント

リスク管理 ③

市場リスク管理

当金庫は、市場関連取引を経営戦略上重要な収益源およびリスクヘッジの手段として位置づけ、金利リスク・価格変動リスク等の市場リスクを、十全なリスク管理体制のもとで的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。

こうした経営戦略を確実に行うために、意思決定、

執行結果の監視(モニタリング)の各機能を組織的に分離・独立させ、相互に牽制し合う仕組みを構築し、十全なリスク管理を実施しています。

今後も人員・システム面およびリスク量分析等の技術面での一層の充実を図り、リスク管理の一層の高度化に努めます。

(1) バンキング業務(ALM)

バンキング業務における市場リスクの適切な管理は、金融機関経営の安定に不可欠なものです。

当金庫においては、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMのなかで、これらのリスク管理に早くから取り組んでおり、資金収支の静態的・

動態の金利感応度分析や資産全体のグローバルベースでのBPV(ベーシスポイントバリュー)の算出等、様々な角度からの分析結果をもとに、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努力しています。

(2) 市場ポートフォリオ

バンキング業務のうち、有価証券等による市場ポートフォリオはその重要性に鑑み、特に市場リスクを重点的

に分析・管理しています。そのフレームワークは以下のとおりです。

*

*

*

a 意思決定

市場取引についての重要な意思決定は経営レベルで行います。経営層以下で構成される「市場リスクマネジメント会議」において、市場取引にかかる具体的方針等について検討・協議のうえ、決定を行います。

検討に際しては、市場動向・経済見通し等の投資環境分析に加え、当金庫の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMも十分に考慮し、適切な判断を行っています。

「市場リスクマネジメント会議」は、原則として月1回開催するほか、市場動向等に柔軟に対応すべく必要に応じて随時開催しています。また、市場動向に関する日常的な情報交換を緊密に行うことを目的として、関係役員・部長による情報連絡会を毎週開催し、適切な判断を迅速に行うための情報・認識共有を行っています。

b 執行

ポートフォリオ部門は、「市場リスクマネジメント会議」等で決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを執行します。これらの執行を担当する部署

であるフロント部門は、効率的な執行を行うとともに常に市場動向を注視し、新たな取引方針等についての提案を行います。

c モニタリング

「市場リスクマネジメント会議」等で決定された方針に基づきフロントセクションが適切な執行を行っているかどうかをチェックし、またリスク量等の測定を行うのがモニタリング機能です。この機能は総合リスク評価部が担っており、日次ベースを中心とするモニタリング結

果はその内容に応じて定期的に経営層まで報告されています。報告されたモニタリング結果は、「市場リスクマネジメント会議」等におけるポートフォリオのリスク状況の確認および今後の具体的方針検討のための基本資料として活用されています。

d アラームシステム

当金庫ではリスク管理のためのツールとして「チェックポイントシステム」と呼ばれるアラームシステムを採用しています。市場ポートフォリオ全体のリスク量が経営体力をもとに定めた一定のレベルに達した場合に「市場リスクマネジメント会議」において経営層以下で対応策等を協議することとしています。また相場が短期

間で一定以上急変した場合にもアラームが発出され、経営層以下での対応策等の協議を行います。こうした仕組みにより迅速かつ的確なリスク管理が行われておりますが、今後もより一層適切な管理体制を構築していくよう努力してまいります。

e リスクの計測手法

市場リスクとは金利変動による収支変化および金利・株式・為替などの市場変動により保有資産と負債の価値が変化し損失が発生する可能性があることを意味します。

バンキング業務においては金利変動に応じた収支コントロールが重要であり、あらかじめ一定の金利変化が起こった場合に収支がどの程度影響を受けるかを把握することが必要となります。当金庫では資産・負債の金利感応度を算出し、資産・負債全体での収支変動計数(基準金利が1%変化した場合の利鞘・含

み損益の増減)を計測・把握し、これにシナリオに基づくシミュレーション等の手法を組み合わせることでバンキング業務全体の金利変動に対する収支の影響度を把握しています。

また債券・株式・為替などの価格変動リスクを考慮したリスク量の計測やストレス状況下を想定したシナリオシミュレーションをバンキング勘定対象に実施しており、市場の変動が保有資産の価値にどの程度影響を与えるかについても把握しています。

(3)トレーディング業務

市場の短期的な変動等を収益化すべく取り組んでいるトレーディング業務については、売買執行にあたるフロント部門は他の取引を行うセクションとは明確に組

織区分されています。またフロント部門がリスク対リターン観点からあらかじめ定められたポジション枠や損失枠等の枠内で取引を行い、目標収益の達成を目指します。

*

*

*

a アラームシステム

ポジションや損失等が一定水準を超えた場合には通知・警告がフロント部門に対して出され、その水準に応

じて改善策の策定・取引量の縮小・取引停止等の対応を義務づけています。

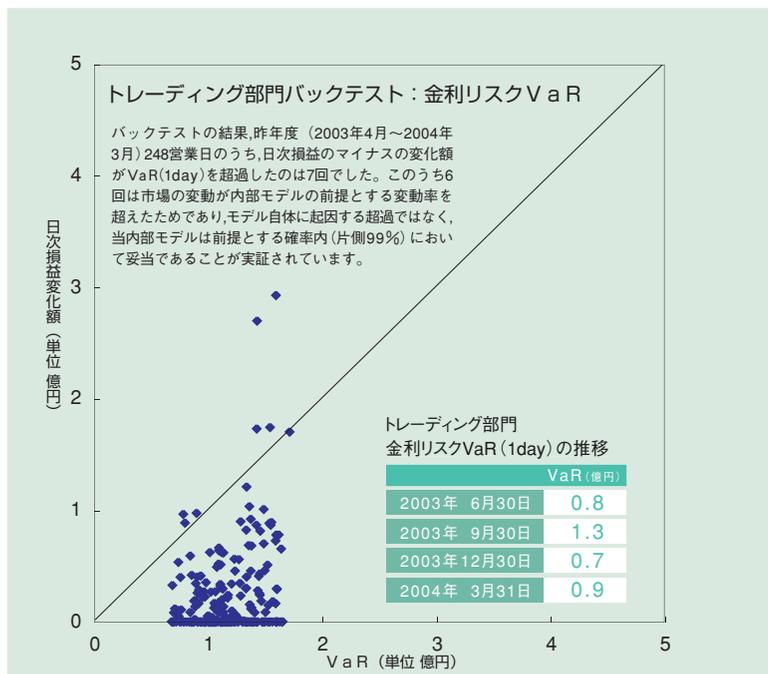
農林中央金庫のリスクマネジメント

b. リスクの計測手法

当金庫では、BPV（ベース・ポイント・バリュー）・SPV（スロープ・ポイント・バリュー）・オプション性リスクパラメーターおよびVaR（バリュー・アット・リスク）によりリスク指標を計量化し、リスクリミットに対する監視を行っています。

また、リスク量計測に用いる内部モデルについては、実際の損益の変動との比較（バックテスト）を継

続することによりさらに精度を高めていくと同時に、新しい金融技術・情報技術を活用し計測手法の一層の高度化を図っています。なお、リスク量計測に用いている内部モデルは自己開発したもので、平成10年3月末より実施されたBIS（国際決済銀行）2次規制において求められている市場リスク量および所要自己資本量算出にも用いられ、外部監査法人による定量的、定性的監査を受け妥当性について客観的に承認を得ています。



用語解説

BPV（ベース・ポイント・バリュー）

現在のポジション保有状況で金利が0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。当金庫ではイールドカーブが平行移動した場合の影響を把握する指標としてトータルデルタを用いています。

SPV（スロープ・ポイント・バリュー）

イールドカーブが非平行移動した場合の影響を勘案するための指標です。イールドカーブのグリッドごとのBPV絶対値を合計したもので、各グリッドの金利が全てポジションに損失を及ぼす方向へ0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。

VaR（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当金庫では保有期間1営業日と10営業日、信頼区間片側99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

リスク管理 ④

各種リスク管理

● 流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスクを「市場環境の急激な変化等によりポジションを迅速かつ適正な価格で構築または解消できないリスク」（市場流動性リスク）および「手許資金が減少し取引の決済に支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る場合のリスク」（資金繰りリスク）と定義し、「流動性リスク管理要綱」を定めて管理しています。

市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえ

での重要なファクターと位置づけ、商品毎に異なる流動性（換金性）を把握したうえで、具体的な投資戦略の策定の際にも市場流動性リスクを意識した検討を行っています。

また、資金繰りリスクについては、そのマネジメントが業務継続、ポートフォリオ運営を行ううえでの前提となるため、運用・調達ともに通貨毎、商品毎、拠点毎の期日管理を行い、日次・月次ベースでの資金計画を作成し、市場動向に留意しながら安定的な流動性の確保に努めています。

決済リスク管理

当金庫では 決済リスクを「 予定された決済が何らかの理由により行われないうことにより損失を被るリスク」と定義し、「 決済リスク管理要綱」を定めて管理しています。

決済リスクには 信用リスク・流動性リスク・事務リスク・法務リスクなどのリスクが内包されていますが 当金庫

では さまざまな決済リスクの態様に応じた内部管理の体制や 決済リスクが顕在化した事態を想定した対応策の整備を行っています。また 日本銀行の当座預金および国債振替決済における即時グロス決済(RTGS) や 外国為替取引における主要通貨の同時決済機関(CLS)などを活用することにより 円滑で安全性の高い決済の実現に努めています。

法務リスク管理

当金庫では 法務リスクを「 経営判断や個別業務の執行において 法令違反や不適切な契約締結等に起因し 金庫に損害が発生したり 取引上のトラブルが発生するリスク」と定義し、「 法務リスク管理要綱」を定めて管理しています。

当金庫は 従来からの金融サービスに加え 系統信用事業の組織整備 新しい金融サービスの提供や投資業務に積極的に取り組むなかで 法務リスク管理を

全部店で管理すべき重要な経営課題の一つと位置づけ 管理の高度化に努めています。

具体的には 金庫業務に関係する法令を各所管部・業務別にデータベース化し法令の制定改廃状況の把握と業務への迅速・正確な反映ができるように努めています。また 個別案件のリーガルチェックや契約書作成・審査については 関係各部店を十全にサポートし、法務リスクの極小化を図るように努めています。

事務リスク管理

当金庫では 事務リスクを「 役職員が手続に定められたとおりに事務処理を行うことを怠る あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」および「 手続・マニュアル等の整備が不十分あるいは手続・マニュアル等に齟齬があり、適切な事務処理が行われないリ

スク」と定義し、「 事務リスク管理要綱」を定めて管理しています。

具体的には 事務手続を整備するとともに 事故・事務ミスの発生状況の把握 リスクアセスメントの実施などによりリスクの削減に努めています。

システムリスク管理

当金庫では システムリスクを「 コンピュータシステムのダウン・誤作動・システム不備等に伴い損失を被るリスク コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスク」と定義し、「 システムリスク管理要綱」を定めて管理しています。

具体的には システム開発に際しては事前に十分な

テストを実施してシステム障害等の未然防止に努めるほか 災害などによる万が一の大規模なシステム障害に備えて 災害対策訓練を実施しています。

このほか「セキュリティポリシー」「セキュリティスタンダード」などの規定を定め これらに即した適切な情報資産管理にも努めています。加えて 来年度から全面施行される個人情報保護法への対応も進めています。

金融機能の提供を通じた農林水産業振興のサポートと 「街に緑を窓辺に花を」をモットーにした美しい社会づくり

社会的責任と貢献活動

農林水産業振興のための金融機能提供と「花いっぱい運動」の展開

当金庫は「農林水産業振興資金」など多様なニーズにこたえる各種制度資金の取扱いを通じて農林水産業の振興をサポートしています。例えば平成15年夏の冷害発生時には被害農家等に対し新たに系統独自の災害応急資金制度を設けました。

また「街に緑を窓辺に花を」をモットーに人と自然と産業の豊かな調和 自然環境の保全 街の美化を願って全国の支店・事務所で「花いっぱい運動」を展開し

ています。具体的活動としては地方公共団体や学校への花の種・球根・苗木・花壇等の寄贈 グリーンバンクなどの緑化事業団体の活動支援を通じて地域の環境保全や緑化推進に積極的に取り組んでいます。平成16年5月に浜名湖花博会場で開催された「ジャパンフラワーフェスティバルしずおか2004」にも協力しています。



盛岡支店の取組み

盛岡支店は 昭和39年2月に(社)日本花いっぱい協会主催の「職場花いっぱいコンクール」で全国優秀賞に選ばれて以来、「花」を通じた社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。

毎年盛岡市と協力して「花の児童画コンクール」を開催しているほか、昭和40年代から市内2ヵ所の花壇づくりをお手伝いしています。また盛岡市が開催する「もりおか環境緑化まつり」には平成4年から継続して苗木を寄贈しています。

職域での募金活動

当金庫では各々の職場で職員が声をかけあい歳末助け合い運動の趣旨に賛同した募金や開発途上国の食料増産と貧困農家の自立を目的とする「FAO(国連食糧農業機関)飢餓撲滅草の根募金」に協力しています。

また農林水産業の協同組織の全国金融機関として(社)国土緑化推進機構等が中心となって行う森

林づくり活動のための「緑の募金」(財)漁船海難遺児育英会が行う「漁船海難遺児育英募金」等の募金活動にも取り組んでいます。平成15年12月のイラン南東部大地震の際にはICA(国際協同組合同盟)からの被害者支援の呼びかけに呼応してJAグループによる「イラン大地震支援募金」活動にも参加しました。

「豊かな海づくり」運動への協力

「生命のゆりかご」とも言われる海の機能の維持には水産資源の維持・培養と環境保全に対する国民の理解が欠かせません。当金庫は昭和56年から毎

年開催されている水産業最大のイベント「全国豊かな海づくり大会」(主催:豊かな海づくり大会推進委員会 後援:農林水産省)に協力しています。

海外支店における活動

当金庫はニューヨーク支店開設10周年を記念して、平成6年に「農林中金基金」を創設しました。

この活動は、ニューヨーク・コネチカット・ニュージャー

ジーの3州における自然保護 教育・文化事業の奨励、地域の生活改善を目的としており基金の運用益を慈善団体などに寄付しています。